

(審査案件第 2 2 号)

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 6 年 4 月の市民グループによる公用文書等毀棄罪の告発に関し、長野冬季オリンピック招致委員会の元会長であった が長野地方検察庁に提出した上申書(始末書)の全文」(以下「本件文書」という。)について、長野県公文書公開条例に基づき、不存在を理由として非公開とした長野県教育委員会の処分は妥当である。

第 2 異議申立ての経過

異議申立人は、長野県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成 12 年 3 月 24 日付けで行った本件文書の不存在を理由とする非公開決定に対して、平成 12 年 5 月 22 日付けで本件文書の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

1 本件文書は、長野冬季オリンピック招致委員会(以下「招致委員会」という。)の会計帳簿廃棄に関する平成 6 年 4 月の公用文書等毀棄罪の刑事告発から、平成 7 年 3 月の不起訴処分に至るまでの間に、招致委員会の元会長であった が作成し、長野地方検察庁(以下「地検」という。)に提出した上申書であり、次の理由から公文書である。

(1)地検が約 1 年間にわたり当時の関係者に事情聴取・捜査を行う過程において、事情聴取に代わるものとして、被告発人である に作成・提出させた文書である。

(2) 又は招致委員会の元会長という公人が、作成し、提出した文書である。

(3)地検の職員に本件文書の性格を打診したところ、私見だがと断る場合もある

が、「公的に作成、提出を求めた文書であり、公文書である。」との見解を示している。

(4) 実施機関は、被告発人が「あくまでも個人の立場で私的に作成し、地検へ提出した私文書である。」と断定し、不存在を主張するが、これは、当時の状況を見逃した責任逃れのこじつけであり、隠匿、破棄といった公文書の作為的隠滅さえ疑わせる。

(5) 当時のオリンピック課等の特定の職員の説明から、乙5号証(招致委員会交付金の返還訴訟において、被告の から提出された「長野冬季オリンピック招致委員会交付金の状況」と題する書証をいう。以下同じ。)は、県が作成した公文書であり、乙5号証が上申書に添付されていたこと、地検の求めに応じ、県は複数の文書を作成し、地検へ提出したこと、を確認している。したがって、公文書である乙5号証が添付されていた本件文書は、公文書である。

2 本件文書の非公開について、長野県公文書公開条例(以下「条例」という。)第6条のいかなる条項に該当するのか説明されたい。

3 本件文書を作成したのは、 の代理人である弁護士と思うが、その作成過程を審査会が調査するに当たっては、本件文書の提出に関わり、かつ、その経緯を知悉している 及び を審査会に呼び事情を聴取して欲しい。

4 本件文書が公文書であろうと私文書であろうと、長野冬季オリンピック招致に係る疑惑解明の中で、その実相を明らかにする最も有力かつ基本的な証拠であり、全面的公開を行うべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

本件文書は、次のとおり不存在であるので、非公開の決定をしたものである。

1 刑法第258条に規定する公用文書等毀棄罪は、公務所の用に供する文書等を毀棄した個人を罰するものであり、地検の捜査は個人を対象に行われたものである。

したがって、本件文書を当時のオリンピック課等の職員は作成しておらず、

があくまで個人の立場でその代理人である弁護士に依頼して私的に作成し、地検へ提出した私文書である。

2 県は、本件文書の作成及び提出に一切携わっていない。また、本件文書及びその写しを取得する立場になく、取得した事実もない。

3 異議申立人は、地検が、本件文書は公文書に当たるとの見解を示したと主張するが、地検が取得した上申書が地検の公文書であるとしても、本件文書は条例に規定する県の公文書には該当しない。

4 当時のオリンピック課等の特定の職員が、乙5号証が本件文書に添付されていたと説明した事実は無い。

当時、オリンピック課においては、招致委員会に対する交付金の額を記載した「長野冬季オリンピック招致委員会交付金の状況」と題する書類（以下「交付金資料」という。）を公文書として作成しているが、これは、招致委員会交付金の返還訴訟の口頭弁論に関連して、平成7年6月から同年9月の間に初めて外部に提供したものであり、同年3月以前に地検に提出された本件文書に添付されることは、あり得ない。

なお、オリンピック課が地検からの照会に対して、平成6年11月及び平成7年1月に地検へ提出した文書は、招致委員会に派遣した職員の名簿等であるが、その中には交付金資料は含まれていない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たり、条例の目的に従い、県民の公文書の公開を求める権利が十分尊重されるように配慮するとともに、異議申立人及び実施機関双方に対して文書及び口頭による主張の機会を与え、公正な審査に努めた。

1 本件文書について

本件文書は、招致委員会の会計帳簿廃棄について平成6年4月に市民グループが行った公用文書等毀棄罪の告発に関し、招致委員会の元会長であった が、被告発人として地検に提出した上申書である。

なお、次の点については、異議申立人及び実施機関双方の主張が一致している。

平成6年4月の公用文書等毀棄罪の告発から平成7年3月の不起訴処分決定に至るまでの間に、本件文書が作成され、地検へ提出されたこと。

本件文書の作成者は、の代理人である弁護士であること。

2 本件文書の実施機関における存在について

条例第2条第1項において「公文書とは、実施機関が作成し、又は取得した文書及び図画（マイクロフィルムを含む。）で、決裁又は回覧等の手続が終了し、実施機関において管理しているもの。」と規定されている。

この規定によれば、条例に基づく公文書の公開を求める権利を行使するためには、実施機関が公開請求のあった公文書を管理していることが必須の要件であり、さらに実施機関が公文書として管理しているというためには、当該文書が実施機関に存在することが当然の前提となる。

この点について、実施機関は第4の1及び2のとおり、本件文書の性格から、県はその作成又は提出に携わっておらず、本件文書及びその写しを取得した事実もなく、実施機関に本件文書は存在しないと主張する。

一方、異議申立人は、第3の1のとおり、本件文書の作成された経緯及び公人が作成した文書であること等から、本件文書は公文書であると主張するが、具体的事実及び客観的証拠を提示して、本件文書が実施機関に存在することを裏付ける主張はない。

そこで、当審査会は、実施機関及び異議申立人・補佐人の審査会における陳述並びに双方から審査会に提出された文書のほか、、平成6年当時にオリンピック課に在籍していた職員等からの事情聴取その他の調査結果に基づき、本件文書の存否について以下のとおり判断する。

- (1) まず、実施機関は、 公用文書等毀棄罪の告発がなされた時点（平成6年4月）で、当時のオリンピック課の職員が に対し、同罪は個人が罪に問われるものであり個人の立場で私的に対応すべきことを説明し、了解を得ており、その後、平成8年4月にオリンピック課に対し、上申書の公開請求があった際に、オリンピック課の職員は、 が不起訴処分決定前に上申書を私的に作成し、提出したことを直接本人から確認したと主張するので、検討する。

そもそも公用文書等毀棄罪の刑事責任については、専ら被告発人個人を対象

として犯罪構成要件該当性・違法性・有責性が判断され、あくまで被告発人個人の刑事責任が問われるものであることからして、県には上申書を作成する法的な権限又は義務は存しないところである。

当審査会の事情聴取において、が、「上申書は直接弁護士に作成を依頼しており、県職員は作成、提出に携わっておらず、上申書は個人の立場で提出した私文書である。」と明言している。

また、当審査会の調査によると、平成8年4月3日付けの朝日新聞において、が「上申書は、あくまで私人として提出した。」と表明した旨、報じられている。

次に、本件文書の作成者がの代理人である弁護士であることについては、異議申立人及び実施機関双方に異論のないところであるが、仮に県が弁護士に文書の作成を依頼したとすれば、その作成費用は県が公費として支出すべきものである。

このことを踏まえ、平成6年4月の告発時後の県の支出を確認したが、本件文書の作成に係る公費支出の事実は認められなかった。

よって、以上を総合的に勘案すると、が県の職員の説明を是として、県の職員には、これに携わらせることなく、個人的に上申書を作成し、地検に提出したという一連の行為の経緯についての実施機関の主張には、不合理な点は認められず、これを否定する客観的証拠も発見できなかったところである。

(2) 異議申立人は、地検の「本件文書は、公的に作成、提出を求めた公文書である。」という見解をもとに、本件文書が公文書であると主張する。

しかし、本件文書は地検にとっては公文書であっても、実施機関が本件文書を作成又は取得し、管理しているという事実が認められない以上、県の公文書であるとは言えない。

(3) 異議申立人側の補佐人は、複数の県職員から「県の公文書である乙5号証が上申書に添付されていた。」との説明を受けたとして、本件文書は県の公文書であると主張する。一方、実施機関は、そのような説明がなされた事実はないとして、補佐人の主張を否定する。

そこで、当審査会としては、事情聴取その他の調査結果に基づき、検討する。

補佐人が説明を受けたと名指しする元オリンピック課の職員は、補佐人に対する説明の事実を否認しており、また、同職員は、上申書が作成され、地

検へ提出された時期には、既に他の部署へ異動していたことから、同職員が補佐人の主張するような説明を行うことはあり得ないと認めるのが相当である。

よって、同職員が説明を行ったとする補佐人の主張を採用することはできない。

次に、補佐人が県の公文書の閲覧の際に説明を受けたとする当時のオリンピック課の職員は、第4の4のとおり乙5号証が上申書に添付されることはあり得ないと主張し、また、補佐人に対する説明の事実も否認する。

当審査会の調査によれば、同職員の主張及びこれと相反する補佐人の主張については、それぞれその裏づけとなる客観的証拠を発見できなかったところである。

たとえ、乙5号証が上申書に添付されていたとしても、実施機関が乙5号証を含めて本件文書を作成又は取得し、管理しているという事実が認められない以上、本件文書は県の公文書であるとは言えない。

- (4) が個人的に本件文書の作成を弁護士に依頼し、地検に提出したものであっても、実施機関が本件文書又はその写しを取得し、管理している場合には、本件文書はその写しを含め、県の公文書に該当するものと解される。

上申書が作成された平成6年度当時、オリンピックに関する事務は、知事部局のオリンピック課が所管していたところであるが、同課所管の事務に関する公文書は、現在は実施機関に移管されている。

このため、当審査会は、オリンピック課から実施機関に引継がれた平成6年度以降の「文書分類表」及び「保管文書目録」を詳細に点検したが、実施機関における本件文書の存在をうかがわせる記載は認められなかった。

また、本件文書が県において過去に存在したという形跡もなく、本件文書が県により作成又は取得された後に、隠匿又は破棄されたことを疑わせる事実はなかった。

以上により、当審査会は、実施機関が本件文書を作成した事実又は本件文書若しくはその写しを取得した事実はなく、実施機関には本件文書は、その写しを含め存在しないものと認定する。

よって、冒頭第1の結論のとおり判断する。

なお、異議申立人は、本件文書が条例第6条第1項のいずれに該当するかの説明を求めるとしているが、本件文書が条例第2条第1項に定める公文書に該当しない以上、条例第6条第1項各号の該当性を判断するには及ばない。

また、異議申立人は、公文書であろうと私文書であろうと、長野オリンピック招致疑惑解明のために、直ちに全面公開すべきであると主張するが、当審査会は、条例に規定する公文書の公開・非公開決定の是非を条例に基づき判断するものであって、異議申立人のこの主張の当否については、当審査会の権限外の事項と判断され、当審査会が言及すべきところはない。

最後に、当審査会が、異議申立人の要望を踏まえて実施した事情聴取等の結果について触れておく。

- (1) 異議申立人が、本件文書の提出に関わり、かつ、その経過を知悉していると主張する 及び に対しても事情聴取を行ったが、両者とも「本件文書の作成、提出について、 から何らの相談も受けておらず、関与もしていない。」と述べており、当審査会の判断を左右するに足りる新たな事実は認められなかった。
- (2) に対する事情聴取において、本件文書の控えは保管していないとの回答があった。
- (3) 当審査会の事務局を通じ、地検に対して、本件文書の閲覧又は内容の説明を求めたが、刑事訴訟法第47条を根拠に閲覧は認められず、内容の説明も得られなかった。

第6 附帯意見

本県の公文書公開制度において、実施機関は公開請求があった文書が存在しない場合、非公開決定の手続を行うこととされており、実施機関が行った処分は、冒頭第1に記したとおり妥当である。

しかし、本事案は、社会的関心の高い招致委員会の会計帳簿の廃棄に起因して作成された上申書の公開を求めた事案であることから、実施機関は、異議申立人に対し、本件文書に関わる県の当時の考え方と対応、またその後の経緯等につい

ても、この際改めてできる限り具体的かつ十分な説明を行い、県側の説明責任を全うするよう要望するところである。

第7 審査経過

平成12年	5月26日	諮問
	7月28日	審議、実施機関からの意見聴取
	8月21日	審議、異議申立人からの意見聴取、実施機関に対する調査
	9月29日	審議、実施機関及び関係人に対する調査
	10月23日	審議
	11月15日	審議
	12月 4日	指名委員による関係人に対する調査
	12月 5日	指名委員による関係人に対する調査
	12月26日	審議
平成13年	1月15日	関係人に対する調査、審議 調査審議終結